

し え ん が つ き ゅ う と う し ゅ う が く し ょ う れ い ひ
支援学級等就学奨励費Q & A

1. 支援学級等就学奨励費ってどんな制度？

心身に障害のある児童生徒の教育にかかる費用について、世帯の所得に応じ、国と地方公共団体（枚方市）が補助する制度です。

2. 対象者は？

枚方市にお住まいで、下記のいずれかに該当する児童生徒の保護者です。

- (1) 枚方市立小中学校の支援学級在籍者
- (2) 枚方市立小中学校の通常学級に在籍で、学校教育法施行令第 22 条の 3 の障害に該当する児童・生徒
- (3) 枚方市立小中学校の通常学級に在籍で、通級指導教室（「ことばを育てる教室」「きこえとことばの教室」含む）の通学者

3. 申請時に必要な書類は？

- ☐ 支援学級等就学奨励費支給申請書
- ☐ 収入に関する証明書（必要な方のみ）

4. 収入に関する証明書が必要な場合とは？

- ①令和 6 年(2024 年)1 月 1 日現在、枚方市以外の市区町村に住民票があった方
 - ②令和 6 年(2024 年)1 月 1 日現在、枚方市に住民票があり、令和 5 年(2023 年)中の収入を税務署または市役所市民税課へ申告されていない方
 - ③令和 5 年(2023 年)中、無収入だった方
- ※①～③に該当する方で、令和 6 年度就学援助認定者、生活保護受給者は、「収入に関する証明書」の添付は不要です。

5. 収入に関する証明書とは？

- ☐ 給与所得者（会社員等）…令和 6 年度 市・府民税特別徴収税額通知書（コピー）
（6 月頃に勤務先から配付されます。）
- ☐ 事業所得者（自営業）…令和 6 年度 市・府民税納税・税額決定通知書（コピー）
（6 月上旬に市役所市民税課から送付されます。）
- ☐ 上記の証明書のない方・…令和 6 年度 市・府民税課税証明書（コピー可）
非課税の方 令和 6 年（2024 年）1 月 1 日現在住民票があった市区町村が発行する証明書

6. 昨年 1 年間収入がなかったが、証明書はどうすれば発行されるのか？

令和 6 年(2024 年)1 月 1 日現在枚方市に住民票があった方は、本人確認ができる身分証（運転免許証、年金手帳など）をお持ちになり、枚方市役所本館 1 階証明発行コーナー、津田支所、香里ヶ丘支所、北部支所で無収入届をしていただいた後に「令和 6 年度市・府民税非課税証明書」の発行手続きができます（発行手数料 300 円）。この非課税証明書には、扶養状況の記載はありませんが、提出していただいて差支えありません。

※令和 6 年(2024 年)1 月 1 日現在、枚方市以外の市区町村に住民票があった方は、次の質問 7 をご覧ください。

7. 令和6年(2024年)1月1日以降に、枚方市に住民票を移したが、証明書はどうすれば入手できるのか？

令和6年(2024年)1月1日現在、枚方市以外の市区町村に住民票があった方は、その市区町村で発行されます。まずは、令和6年(2024年)1月1日現在住民票があった市区町村の住民税担当課へご相談ください。

8. 収入に関する証明書は、コピーを提出してよいのか？

コピーを提出していただいて差支えありません。

9. 生活保護や就学援助の認定を受けているが、支援学級等就学奨励費は申請できるのか？

申請できます。

ただし、支援学級在籍の児童生徒の保護者で、生活保護や就学援助の受給者に支給されるのは、下記の費用（公共交通機関利用）がかかった場合のみです。そのうえで申請するかどうかを判断してください。

「通学費」… 校区内で自宅から学校までの交通費がかかる場合のみ
(校区外の学校に通学してる場合は対象外)

「職場実習交通費」… 中学生で、学校外での職場実習等の交通費

「交流及び共同学習交通費」… 支援学校・他校の支援学級との集団活動に伴う交通費

10. 所得が認定基準を超える場合は、申請しなくてもいい？

上記の「通学費」「職場実習交通費」「交流及び共同学習交通費」の1/2のみ、支給の対象となるため、申請するかどうかを判断してください。

11. 通級指導教室通学者には何が支給される？

在籍校に通級学級がなく、他校等にある通級学級に通学するために交通費（公共交通機関利用）がかかる場合に支給します。

12. 在籍している学校内にある通級指導教室に通っているが、支援学級等就学奨励費の申請は必要か？

在籍している学校内の通級指導教室に通っている場合は、交通費は発生しませんので支給対象外となりますが、今後、何らかの事情で他校の通級指導教室に通うことになり、交通費が発生する場合、支給対象となります（公共交通機関利用の場合）。

申請書のご提出は保護者様の任意ですが、令和6年(2024年)7月12日(金)までに申請していただければ、学年途中から他校の通級指導教室に通うことになった場合、円滑に受給していただくことができます。

13. 就学援助制度との違いは？

- ・ 支援学級等就学奨励費制度の対象者は、質問2の(1)、(2)の該当者に限られています。
- ・ 就学援助費と支援学級等就学奨励費では、認定基準額が違います。

例えば、**4人世帯の場合**の合計所得金額が下記の場合に認定されます。

☐ 就学援助費の認定基準額は 3,451,000 円以下

☐ 支援学級等就学奨励費の認定基準額は 約 7,040,000 円以下（参考値）

よって、就学援助が否認定でも、支援学級等就学奨励費は認定となるケースがあります。

- ・ 就学援助費と支援学級等就学奨励費の支給額は次の表のとおりです。

就学援助支給額（年額）

	小学校		中学校	
	1 年生	2 ～ 6 年生	1 年生	2 ・ 3 年生
学用品費等	13,230 円	15,500 円	25,040 円	27,310 円
新入学学用品費	57,060 円		63,000 円	
学校給食費	15,200 円		実費支給	
実験実習見学費	400 円		450 円	
修学旅行費	実費支給（対象経費のみ・上限あり）			
校外活動費 （宿泊あり）	対象経費のみ（上限あり）			

支援学級等就学奨励費支給額（年額）

※支援学級在籍者・学校教育法施行令第 22 条の 3 の該当者

	小学校		中学校	
	1 年生	2 ～ 6 年生	1 年生	2 ・ 3 年生
学用品費等	6, 620 円		12, 525 円	
新入学学用品費	25, 555 円		30, 490 円	
学校給食費	学校給食費の半額相当額		実費の半額相当額	
実験実習見学費				
修学旅行費	実費支給（対象経費のみ・上限あり）の半額相当額			
校外活動費 （宿泊あり）	対象経費の半額相当額			
通学費	自宅から在籍する学校までの交通費相当額（※注） ※校区外の学校に通学している場合は対象外			
交流学习交通費	学校教育の一環として支援学校又は他の小・中学校の支援学級の児童、生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費相当額。（※注）			
職場実習交通費 （※中学校のみ）	中学校の教育課程に従い、学校外の事業所等において校長の管理のもとに生徒が現場実習に参加する場合の交通費相当額。（※注）			

※公共交通機関利用の場合

14. 支援学級に在籍し、通級指導教室にも通っている場合の申請は？

両方を申請することができます。申請をされる場合は、それぞれの申請書のご提出が必要です。支援学級用の申請書は黄色、通級指導教室用の申請書は水色です。